

土佐町人事行政の運営等の状況（令和2年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)平成30年度 の人件費率
令和元 年度	人 3,784	千円 4,753,927	千円 41,623	千円 731,672	% 15.4	% 15.1

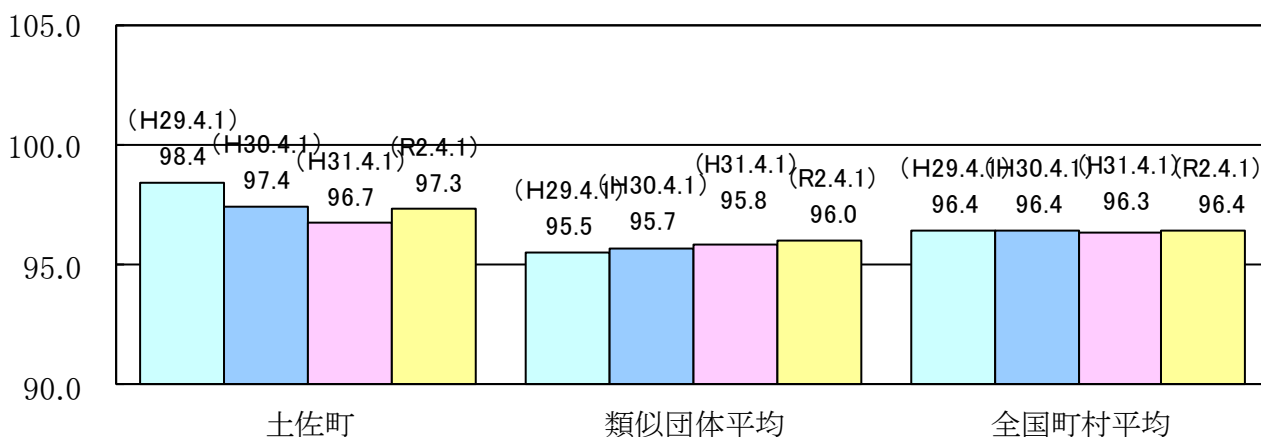
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和元 年度	人 75	千円 272,629	千円 32,579	千円 112,519	千円 417,727

(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円 5,570	千円 5,482

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

土佐町は人事委員会を設置していない

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 2年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	改訂なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 2年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

国に準拠

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし(本町においては地域手当の制度ない)

② その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土佐町	43.2歳	320,670円	356,095円	337,081円
高知県	42.7歳	316,319円	378,215円	337,700円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	40.6歳	294,413円	334,436円	323,405円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
土佐町	54.3歳	3人	323,033円	331,358円	328,000円	—	—	—	—
うち調理師	54.3歳	3人	323,033円	331,358円	328,000円	調理師	47.1歳	223,500円	1.48
高知県	58.8歳	30人	276,118円	297,831円	282,415円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—
類似団体	48.6歳	2人	273,384円	295,674円	288,547円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
土佐町	—	—	—
うち調理師	5,754,696円	3,058,200円	1.88

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成29～令和元年3ヶ月平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		土佐町	高知県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	186,400円	182,200円
	高校卒	150,600円	152,300円	150,600円
技能労務職	高校卒	137,500円	154,500円	—
	中学卒	129,500円	140,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

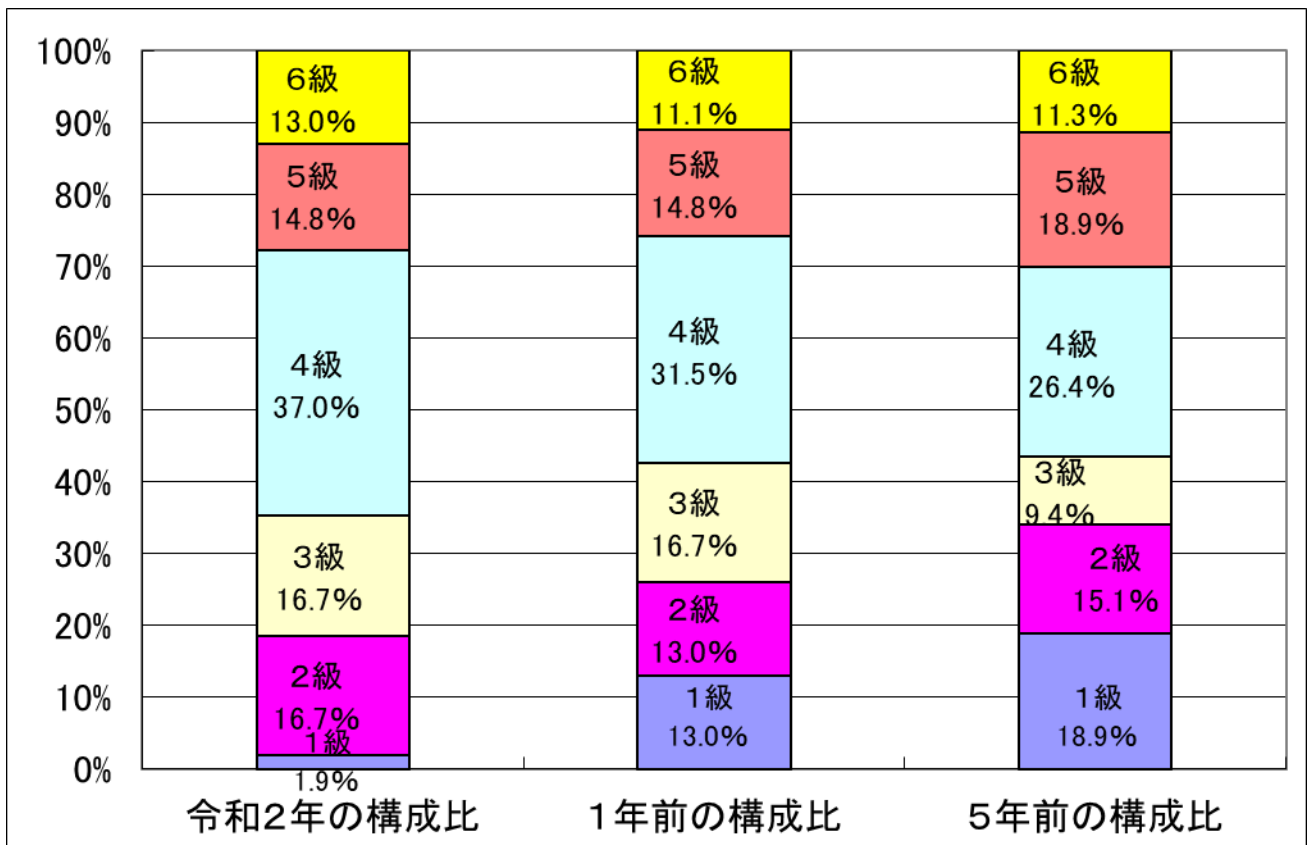
区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
一般行政職	大 学 卒	265,000円	361,200円	374,500円
	高 校 卒	252,100円	344,800円	378,500円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

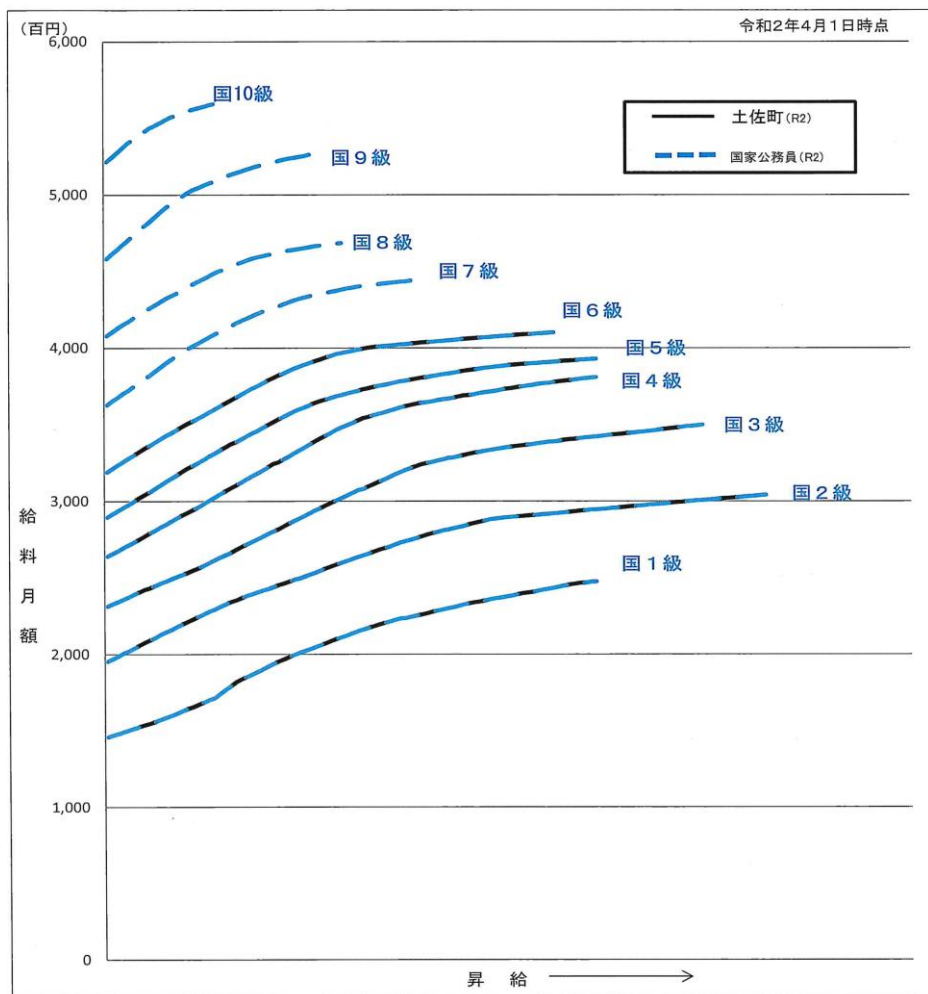
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補、主事の職務 定型的な業務を行う職務	1人	1.9%	146,100円	247,600円
2 級	主事の職務 特に高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う 職務	9人	16.7%	195,500円	304,200円
3 級	主幹の職務	9人	16.7%	231,500円	350,000円
4 級	係長・主任の職務	20人	37.0%	264,200円	381,000円
5 級	課長補佐、次長、園長、副 園長、副参事、会計管理者 、議会事務局長の職務	8人	14.8%	289,700円	393,000円
6 級	課長、会計管理者、議会事 務局長、参事の職務	7人	13.0%	319,200円	410,200円

- (注) 1 土佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（土佐町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	B
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

土佐町	高知県	国
1人当たりの平均支給額（令和元年度） 1,505千円	1人当たりの平均支給額（令和元年度） 1,569千円	—
（令和元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.65月分 (1.375)月分 (0.825)月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（土佐町）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	101/100
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

土佐町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増額2～20%）			定年前早期退職特例措置 （割増額2～45%）		
1人当たり平均支給額17,457千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		— %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護 感染症菌の附着した物件の処理作業	—	日額290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	10,603千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	143千円
支給実績（令和元年度決算）	15,230千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	209千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和元年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和元年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和元年度決算）
扶養手当	子1人につき（10,000円） 子以外の扶養親族1人につき（6,500円） 16～22歳の子1人につき 加算額（5,000円）	同		10,131千円	225,134円
住居手当	借家 基礎控除額（16,000円）最高支給限度額（28,000円）	同		2,651千円	176,713円
宿日直手当	勤務1回につき（4,400円） 5時間未満の場合50/100 を乗じて得た額	同		568千円	10,511円

通勤手当	1交通機関利用者 6ヶ月定期券等の価格による一括支給 最高限度額(55,000円) 2交通用具利用者 通勤に応じて(2,000円～31,600円)	同		3,113千円	53,671円
管理職手当	課長・室長・議会事務局長・参事の職にある職員(22,000円)	異		1,782千円	254,571円
管理職特別勤務手当	上記手当支給職員で週休日等に勤務した場合(12,000円)、週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで勤務した場合(6,000円)	異		270千円	38,571円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	675,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円 / 448,000円
	副 市 町 村 長	580,000円 (円)	667,000円 / 457,000円
報 酬	議 長	263,000円 (円)	318,000円 / 186,300円
	副 議 長	213,000円 (円)	265,000円 / 129,600円
	議 員	190,000円 (円)	257,000円 / 109,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和2年度支給割合) 2.55月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和2年度支給割合) 2.55月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×5×在職年数 給料月額×3×在職年数	(1期の手当額) 13,500千円 6,960千円 (支給時期) 退職時(任期毎) 退職時(任期毎)
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

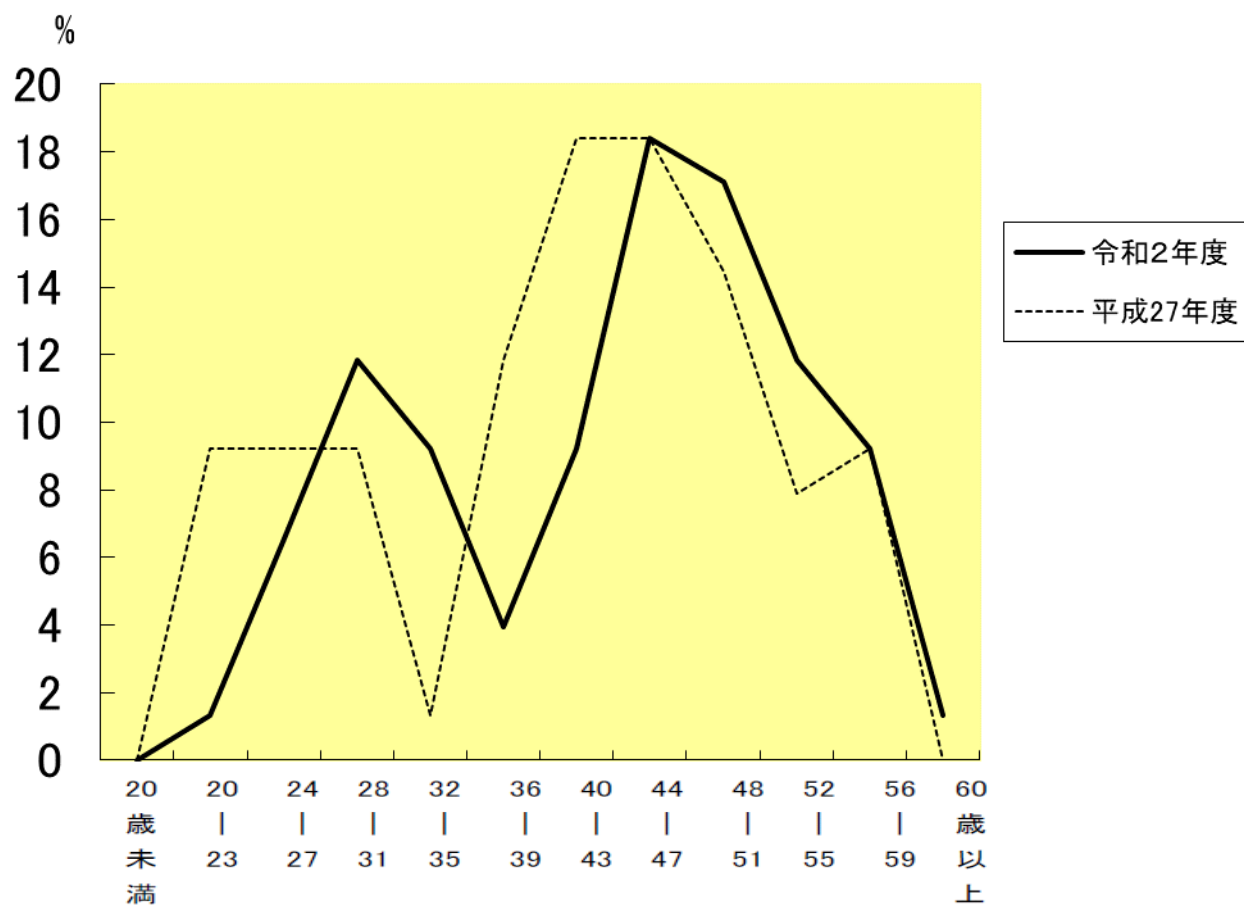
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和元年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	19	20	1	出向のため増員
		税務	5	4	-1	出向のため配置換え
		農林水産	6	6	0	
		商工	4	3	-1	土佐れいほく博終了による業務減
普通会計部門	一般行政部門	土木	4	4	0	
		民政	25	22	-3	出向者復帰による配置換え等
		衛生	4	4	0	
		計	69	65	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 170.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 193.01人)
普通会計部門	教育部門		6	6	0	
	消防部門		0	0	0	
	小計		75	71	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 186.50人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 227.77人)
公営企業等部門	水道		1	1	0	
	下水		1	1	0	
	その他		3	3	0	
公営企業等部門	小計		5	5	0	
合計			80	76	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 199.63人
			[97]	[97]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	5人	9人	7人	3人	7人	14人	13人	9人	7人	1人	76人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数（率）
一般行政		73	72	71	70	69	65	△8(△11.0%)
教育		5	5	5	5	6	6	1(20%)
普通会計計		78	77	76	75	75	71	△7(△9.0%)
公営企業等会計計		5	5	5	5	5	5	0()
総合計		83	82	81	80	80	76	△7(△8.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

第 2 章 職員の任用の状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

平成 31 年度に新たに採用された職員の状況

区分	男	女	計
一般行政職	1	0	1
技能労務職	0	0	0
計	1	0	1

(2) 退職者数

令和元年度に退職した職員の状況

区分	定年退職	勸奨退職	自己都合退職	死傷病	計
一般行政職	0	2	2	0	4
技能労務職	0	0	0	0	0
計	0	2	2	0	4

第 3 章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日 月曜日から金曜日まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から 12 月 31 日及び 1 月 2 日、1 月 3 日

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇がある。

(1) 年次有給休暇

有給による休暇で、1 年につき 20 日間付与され、1 日又は 1 時間単位で取得することができる。（翌年への 20 日以内の繰越が認められており、最高 40 日間となる。）

(2) 病気休暇

職員が負傷または疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の有給による休暇で、次の期間取得することができる。

- ・一般の傷病によるもの 90日以内

(3) 特別休暇

場 合	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は、骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
6 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

<p>8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ 30 分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない期間)</p>
<p>9 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日(再任用短時間勤務職員にあっては、15 時間 30 分)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)</p>
<p>10 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、38 時間 45 分にその者の勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)を38 時間 45 分で除して得た数の時間とする。)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)</p>
<p>11 小学校の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>
<p>12 要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>
<p>13 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>親族に応じ連続する1日から10日(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間</p>
<p>14 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後 15 年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>
<p>15 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p>

16 地震、水害、火災、その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
19 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
20 女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、第14条第1項第2号の規定による。
21 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
22 妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
23 リフレッシュ休暇	勤続20年に連続して3日間以内 勤続30年に連続して5日間以内

(4) 介護休暇

職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、取得する期間は無給。
介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(5) 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、職員が登録された職員団体の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り取得できる休暇で、取得する期間は無給。

一の年において30日を超えない範囲内で、1日又は1時間を単位として取得することができる。

3 育児休業等

(1) 育児休業

3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる制度で、休業する期間は無給。

(2) 部分休業

3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の初め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を越えない範囲で、30分単位で取得することができる制度で、休業する期間は無給。

第4章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 年次有給休暇の取得状況

令和元年平均取得日数（消化率）	11.6日（29.9%）
-----------------	--------------

2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(1) 育児休業（令和元年度中に新たに育児休業を取得した職員数）

区分	育児休業取得者数	育児休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	4	0	1	2	0	0	1
計	4	0	1	2	0	0	1

(2) 部分休業（令和元年度中に新たに部分休業を取得した職員数）

区分	部分休業取得者数	部分休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(3) 介護休業（令和元年中に新たに介護休業を取得した職員数）

区分	介護休業取得者数	介護休業承認期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

(1) 分限処分者数（令和元年度）

区 分	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0

2 懲戒処分

(1) 懲戒処分者数（令和元年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
懲戒処分者数	0	1	0	0	1

(2) 処分の事由別状況（令和元年度）

区 分	給与・任用に 関する不正	一般服務 違反関係	一般非行 関係	収賄等 関係	道路 交通法	監督責任	合 計
処分等の事由別 状況	0	1	0	0	0	0	1

第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

研修は、職員の資質向上と勤務能率の増進等を図ることを目的として、毎年実施している。

令和元年度に実施した研修実績は下記のとおりである。

内部研修

実施主体	研 修 名	研修期間 (日)	受講者数 (人)
土佐町	特定個人情報安全管理措置研修	1	45
土佐町	人事評価研修	2	64
土佐町	人権研修	1	44
合 計			153

外部研修

実施主体	研 修 名	研修期間 (日)	受講者 数(人)
一般社団法人日本経営協会	農地の法知識と農地行政の法実務	2	1
一般社団法人日本経営協会	指定管理者制度の運営実務	2	2
一般社団法人日本経営協会	初心者のための複式簿記入門講座	2	1
一般社団法人日本経営協会	地方税における相続をめぐる諸問題とトラブル対応のポイント	2	1
一般社団法人日本経営協会	公共建築工事の監督・検査の進め方	2	1
一般社団法人日本経営協会	住民税の課税実務	1	1

一般社団法人日本経営協会	戸籍実務の基本と窓口対応事例検討講座	2	1
一般社団法人日本経営協会	健康で働きやすい職場づくりのためのメンタルヘルスの基本と法知識	2	1
一般社団法人日本経営協会	臨時・非常勤職員および会計年度任用職員の任用と管理実務セミナー	2	1
市町村職員中央研究所	地域運営組織の形成と運営	3	1
人づくり広域連合	採用2年目研修	2	1
人づくり広域連合	採用5年目研修	2	1
人づくり広域連合	採用10年目研修	2	2
人づくり広域連合	係長研修	2	1
人づくり広域連合	課長補佐研修	2	3
人づくり広域連合	課長研修	2	1
人づくり広域連合	基本研修(一般)	1	3
人づくり広域連合	基本研修(管理職)	1	5
人づくり広域連合	自治体法務入門研修	1	1
人づくり広域連合	政策法務研修	1	2
人づくり広域連合	法務能力向上セミナー 民法研修	1	1
人づくり広域連合	基礎から学ぶ複式簿記	1	1
人づくり広域連合	決算書の見方研修	1	1
人づくり広域連合	行財政問題研究研修	1	3
人づくり広域連合	滞納整理事務研修	1	1
人づくり広域連合	先進地事例研究セミナー 広報改革と住民目線のデザイン術	1	1
人づくり広域連合	人事・研修担当者研修	1	1
人づくり広域連合	契約事務基礎研修	1	3
人づくり広域連合	起案文書作成基礎研修	1	2
人づくり広域連合	クレーム対応力向上研修 ～組織として対応する～	1	4
人づくり広域連合	チーム力向上研修 ～折れない心を鍛えるレジリエンス講座～	1	1
人づくり広域連合	管理職のためのメンタルヘルス研修	1	1
人づくり広域連合	意識改革セミナー 話のまとめ方・伝え方研修	1	2
人づくり広域連合	意識改革セミナー 法令の読み方・考え方研修	1	2
人づくり広域連合	男女共同参画セミナー 男女共同参画の視点から考える働き方改革	1	1
人づくり広域連合	政策づくり入門研修	1	1
人づくり広域連合	地域力創造研修	1	4
人づくり広域連合 (高知中央・嶺北ブロック)	より良い接遇とクレーム対応研修	1	4
合 計			65

2 勤務成績の評定状況

人事評価制度を導入。

第7章 職員の福祉について

1 健康診断の実施

職員の健康と安全を確保するため、毎年度定期健康診断を実施している。

2 労働安全衛生

土佐町職員の健康増進検討委員会（H28.10設置）

3 公務災害の認定状況

公務災害の種類		令和元年度(人)	
		傷病	死亡
新規認定件数	公務災害	0	0
	通勤災害	0	0

※ 公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費が補償される。

4 福利厚生事業の状況

互助会制度（令和元年度）

名称	高知縣市町村職員互助会	土佐町職員互助会
会員数	83人	83人
公費負担金額	1,697千円	0円
会員掛金額	1,697千円	70千円
主な事業内容	各種祝金、弔慰金、医療費助成、休養施設利用助成等	福利厚生事業、共済給付

第8章 職員の利益の保護について

1 勤務条件に関する措置の要求の状況（公平委員会）

業務の状況	令和元年度(件)
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0

2 不利益処分に関する不服申立ての状況（公平委員会）

業務の状況	令和元年度(件)
職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること	0